

開催報告

春学期FDプログラム

「授業の可能性を広げる『Canvas LMS』活用法」

[2024年7月11日]

今年度から立教大学では Canvas LMS の全面運用を開始しました。一方で、まだ Canvas LMS を十分に利活用できていない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、大学教育開発・支援センターはメディアセンターと協働して、先進的な授業支援システムとして導入された Canvas LMS を効果的に利活用し、授業の可能性を広げることを目的とした FD プログラムを開催しました。



石川有紀先生

講師には、Canvas LMS の導入・運用会社である、ボウ・ネットシステムズ株式会社からシステムエンジニアの石川有紀先生をお招きしました。石川先生には実際の操作画面と、学生からどのように見えるのかをご提示いただきながら、Canvas LMS の初歩的な使用法、実際の授業における活用事例、学習をより効果的に進めるための Tips をご教授いただきました。具体的には、モジュールの作成・公開方法、小テストや課題の作成・設定方法、提出されたレポートなどの課題の採点やコメントの仕方、アナウンスメント機能の使い方やメッセージの操作方法、アウトカム、ルーブリック機能についての説明と学修内容の可視化などが取り上げられました。

石川先生の講演の後には、メディアセンターの小川課長から、本学ポータルサイトに掲載しているマニュアルサイトの紹介をはじめ、事前に寄せられた質問に対する利用・操作方法の説明がなされました。

質疑応答の際には、事前に寄せられた質問のほかにも、当日ご参加いただいた皆様から多くの質問がなされ、Canvas LMS の活用法に対す

る関心の高さをうかがい知ることができました。

当日は 60 名を超える教職員の皆様にご参加いただきました。FD プログラム終了後の参加者アンケートでも、今回の企画が役立つ内容であったか

という質問に対して、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた回答が 9 割となっていました。また、自由記述では、「これまで使っていなかった機能を知ることができた」、「学生とのコミュニケーションに活かしたい」といった肯定的な記述が多く見られました。

今日、大学で使われている LMS は大学ごとに異なり、他大学でも教壇に立つ機会がある教員の方は、様々な LMS を使いこなす必要があります。そのような背景も踏まえて今回の FD プログラムを開催いたしました。多くの教職員の皆様に Canvas LMS の活用法を習得していただくことは、立教大学の授業の質を高めることにつながっていくと考えます。大学教育開発・支援センターでは、今後も教職員の皆様にとって有用な情報を提供できるような企画を立案・実施してまいります。

末筆となりますが、ご登壇、ご参加いただいた皆様に改めまして御礼申し上げます。

助教 扇原 貴志

授業の可能性を広げる『Canvas LMS』活用法

1. モジュールの活用と各教材の紹介
2. 小テスト・アンケートの作成
3. 学生が迷いにくいコース設計
4. SpeedGrader・評定表の使い方
5. 学生とのコミュニケーション
6. 授業でのLMS活用案

▲ 講演コンテンツ(説明スライドから)

次ページ「大学教育における著作権と生成AI」インタビュー

当センターとメディアセンターからのお知らせ(本学教職員向け)

■ 動画「授業の可能性を広げる『Canvas LMS』活用法」

当日の動画を、以下の「Canvas LMS」のコースに掲載しました(本学教職員限定)。

以下のURLにアクセスし、課題「2024年度FDプログラム「授業の可能性を広げる『Canvas LMS』活用法」」をクリックしてください。
<https://canvas.rikkyo.bownet.cloud/courses/31550> (要V-CampusID認証)

※初回アクセス時は「VideoPortal2(Oauth2 Key) がユーザのアカウントへのアクセスを要求しています。」と表示されますので、「認証する」をクリックしてください。

● 授業支援システム Canvas LMSをご活用ください

操作方法はオンライン授業マニュアルサイトに掲載しています。

操作についてご不明点等ございましたらメディアセンターヘルプデスクまでお問合せください。

https://helpdesk.rikkyo.ac.jp/canvaslms_tea



大学教育における著作権と生成AI

教育分野におけるICT技術の発展や学習管理システムの整備、さらには生成AIの普及によって、教員が利用・作成するコンテンツの形態は多様化しており、大学教育における著作権の問題は複雑化しています。本号では、著作権法遵守の周知啓発活動を行っている一般社団法人学術著作権協会の事務局長である石島寿道氏にインタビューを実施し、著作権保護に関する基本事項や生成AIを大学教育に利用する際の留意点についてご教示いただきました。

インタビュー

石島 寿道 氏 (一般社団法人 学術著作権協会 事務局長)

インタビュアー

高林 陽展 教授 (大学教育開発・支援センター 副センター長)

太田 知彩 助教 (大学教育開発・支援センター)

扇原 貴志 助教 (大学教育開発・支援センター)



石島 寿道氏

一著作権に関する基本的な事項について

太田：そもそも「著作物」とは、何を指すのでしょうか。

石島：著作物というと、小説とか論文もそうですし、写真、イラスト、あるいは動画、音楽、映画もそうですね。いろいろと思いつくものがありますが、法律上は著作権法の2条1項で定義があって、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。思想や感情を創作的に表現しないといけませんので、単なる事実とかデータというのは著作権の保護対象にはならないとされています。例えば、天気予報とか今年の出生率の発表などは単なる事実なので、思想とか感情を表現したとまでは言えませんよね。

創作的というのは、ありふれた表現は著作権の保護対象になりませんよということで、「ありがとうございます」とか「こんにちは」などは創作的とはいえないと思います。ただ、短いフレーズとか文章であっても、例えばお子さんが書いた文章とか絵だとしても、それはお子さんの思想とか感情を表現したということになるので保護対象になりますよということでもあります。

もう一つ、著作権の保護対象として非常に重要なのは、外部から認識可能な形になっているかどうかということです。例えば、研究の分野でもそうですけれども、アイデアそのものには著作権自体は発生しておらず、文書などに表現してはじめて著作物になるということです。

太田：他者の著作物を利用する際に、いかなる場合に「盗用」となるのでしょうか。

石島：著作権の中でいう「盗用」と、一般の方が「盗用」と聞いたときにイメージするのと、少しずれていると思うのですが、例えば研究者の先生方にとって研究活動上の盗用というのは、データとかアイデアを盗用するとか、そういうことも含めて盗用と認識していると思います。ただ、先ほど申し上げたとおりアイデアを盗むこと自体は、著作権法では盗用にはなりません。あくまで元の著作物の、厳密に言うと、元の著作物の中で思想または感情を創作的に表現したと思われる場所を勝手に抽出して、それをあたかも自分のものかのように使ってしまうのが盗用と言えます。

ですから、元の著作物の中に含まれている一部を勝手に切り取って自分の新しく作るファイルや文章に、クレジットなしで使うという行為をしたら、これは盗用と言える確率が高くなるわけです。ただ、その使った部分が論文における結果の部分で、単なる事実だけを載せているのであれば、それだけを勝手に使ったからといって、著作権法上、著作権侵害になるかというと、そもそも元の部分が著作物ではないため、それは著作権侵害にならない可能性が高まります。

太田：元となる著作物の使用目的として、例えば、個人的にただ記録する場合でも盗用にあたるのでしょうか。

石島：著作権法上は権利制限規定というのがあって、文化の

発展に寄与することが著作権法の目的とされています。著作権法 30 条 1 項に、個人的に楽しむために複製しておく分には権利が制限されますという私的複製の場合の権利制限規定があり、例えば自分でメモを取っておいて保管しておくという使い方であれば、いちいち許諾を取らなくても OK ですよという話になるんですね。

他にも 32 条で引用の規定があります。引用というのは自説の主張をする上で、他人の著作物を参考にして、自分の主張を補強するために他者の著作物の一部を使うということを目指して、これはコピー（複製）するということになるんですが、引用の要件を満たせば許諾を取らないですっていいですよという規定です。要件としては、出所を明示してくださいとか、必要な範囲を使うようにしましょうといった条件があります。ですから、他の人の著作物を使う場合であっても、引用の要件に該当していれば、一部を切り取ってきて、きちんとクレジットを書いて、引用した部分分かるように明瞭に区分して使えば、許可を取らなくても適法に使えます。

一 著作権と生成 AI の関係について

太田：生成 AI と著作権の関係について、海外および日本の法制度では、どのように位置付けられているのかをご紹介しますか。

石島：著作権侵害という意味では、生成 AI は学習する上でクローリング⁽¹⁾ するときに数多の著作物を学習するので、それって機械が学習しているとはいえ著作権侵害になるんじゃないですかと言う人もいます。

生成 AI の生成・利用段階⁽²⁾ は、ほぼどの国も考え方が一緒で、生成物に関しての著作権侵害については、通常の著作物に対して考える著作権侵害と同様の判断基準が用いられるとされています。要は生成されたものが既存の著作物と極めて似ていたら、これは著作権侵害ですよということになる。類似性と依拠性というのですが、一定の類似性があつたら、これは依拠していると推認できますよねって話になるので、そういう意味では欧米であろうと日本を含むアジア圏であろうと、大体同じような状況になっています。

違いがあるのは、生成 AI の開発・学習段階⁽³⁾ のところで、EU だと、研究組織あるいは文化遺産機関における学術研究の場合には、生成 AI に学習させるときに著作権に関して制限しますよという規定があります。EU から離脱したイギリスは、非商業的な研究であれば権利制限しますよとなっているので、EU 圏の国々とイギリスで少し違いがあります。一方、アジア圏については、シンガポールと日本が世界的に注目されているんですね。シンガポールでは、2021 年にコンピューター情報解析の目的であれば著作権を制限すると規定されて、これは学

術研究であればとか非商業的な目的であればとかそういった要件もないのが特徴で、極めて柔軟な権利制限規定になっています。日本法もこれにかなり近くて、30 条の 4 で、著作物に表現された思想または感情を、感情の享受を目的としない利用に関しては権利制限しますよと、つまり、機械学習するときとか人工知能に学習させるときに、著作物を楽しむような目的じゃなければ権利制限すると書いてあるんです。30 条の 4 では、営利とか非営利目的の要件も特に書いていないし、開発学習の目的についても規定がないので、柔軟な権利制限規定と呼ばれています。柔軟に権利制限規定を設定した一方で、解釈の余地が大きいので、今年の 3 月には文化庁から考え方を整理した資料が発表されました。その資料に基づくと、生成 AI とか機械学習のシステムを開発学習させる上では、著作物の享受を目的とする利用が少しでも含まれる場合は権利制限規定の適用外となり、ライセンスを取る必要がありますねという整理がなされています。

太田：基本的に生成 AI を利用してそのコンテンツを作成した人が著作権を持つという理解でしょうか。

石島：生成物は、基本的には著作権が発生しないとされています。ただ、プロンプト入力をする際に非常に細かく指示をしている場合は、入力した内容にかなり依存したものが生成されるので、そういうものには部分的に著作権が認められるかもしれないという、現時点では、そのような整理がなされています。ちなみに、生成物自体には著作権はないのですが、生成物が他の著作物の著作権を侵害するケースはありえます。生成 AI を利用する方にとっては何が問題になるかということ、その生成物をどう使うかという部分で、例えば、自分でこんなのできましたって SNS でアップロードしたときに、その生成物が、とあるマンガのキャラクターに酷似していたとなると、生成物自体がこの元の著作物を侵害してしまうリスクがあるわけです。侵害したコンテンツを SNS に上げる行為は公衆送信というのですが、利用した人も当然責任を問われますし、生成 AI を開発した側も、マンガのキャラクターと同じような生成物が出るような仕様にしていたということで、利用者や開発者のそれぞれに責任が発生する可能性があります。

高林：そこで少し気になったのは、類似性と依拠性の点だと思うのですが、仮に学習させた段階では具体的に指定していなくても、結果としてすごく似ていたものが生成された場合、それは許容されるのでしょうか。



石島：そうですね。類似性の判断は、かなり似ていないと類似性を認定されることにはならないとは思いますが。プロンプト入力の時点で、例えば、具体的にキャラクターが出てくることを前提にした入力をしていなかったのに出てきてしまった場合であっても、利用する人が元のキャラクターにアクセス可能であったことや高度の類似性が認められると侵害とみなされてしまうと思います。例えば、「ピカチュウ」って、他に「ピカチュウ」っていう名前の付けられたものって、ほぼ存在しないようで、ある生成 AI では「ピカチュウ」って入れると「ピカチュウ」が出てきちゃうんです。そういう特徴のある名前の付けられたキャラクターだと、それを入れちゃうと、それが出てきちゃうという問題があるので、そうすると原著物にかなり依拠しているので、うまく元の著作物を特定できるような単語が入ったときに、著作権侵害のある生成物が出てしまう可能性はあります。一方で、そうしたプロンプト入力は受け付けないようにする仕組みを導入しているようなプラットフォームも既にあるようです。

—大学教育における著作権と生成AIの関係について

太田：生成 AI の開発・学習段階において、特に大学教育を念頭に置いたときに生じ得るような著作権侵害のリスクにはどのようなものがあるのか。どこまで利用してよいのか、どこからが問題となるのかという点を教えていただけますか。

石島：まず、教育目的で生成 AI を開発して学習させるときには、著作権法上だと 35 条への該当性があるかどうかというのが一つの基準になるように思います。著作権法 35 条では、学校その他の教育機関における複製等に関する権利制限規定が規定されていて、オンデマンドの授業とか LMS に教材をアップロードするような利用については許諾を得る必要はないとされています。この範囲の中で必要と認められる限度においては、かなり幅広くに著作物を複製公衆送信できるようになっています。

例えば生成 AI の開発とか学習に関する授業の場合、そうした授業のプログラムにおいては、35 条の権利制限下で著作物を学習させることができるのではないかと思います。ただ、普通の授業であって、そもそも生成 AI を使う必要があるのかというような場合、例えば、大学で開発した生成 AI を使ってレポート作成していいですよという話になると、そのレポートを作成させるために大学が用意した生成 AI を開発学習させる段階で、数多の著作物を複製させることは、35 条で言うところの必要と認められる限度に当たるのかという点で疑問が残ります。

また、大学教育用に生成 AI を開発・学習させるような場合であっても、違法コンテンツにアクセスして著作物のデータを使ったような場合には、開発者も責任を問われる可能性があるといわれているので、違法コンテンツを学習させるようなやり

方は、当然、避けておいたほうがいいというのは一つあるかなと思います。

太田：では、例えば、生成 AI を作成したり開発したりするときに、学生のレポートやリアクションペーパーのようなものを読み込むことも、教育目的になっていたら許容されるという理解でしょうか。

石島：35 条のもともとの考え方としては、その授業で使うために著作物を複製したり公衆送信することについて権利制限されています。つまり、別の目的で使うことを想定して授業の過程で作られた学生の創作物を全部学習するというのは必要な限度とは認められないように思われます。そうした場合には、仮に学生に訴えられたら負けてしまうかもしれません。逆に言うと、大学として、授業で作成されたレポートに関しては、大学で開発している生成 AI に学習をさせて、教育目的で使いますっていうことをあらかじめ入学の際とかに許諾を取るといったことは、やり方としてはあると思います。

高林：学生が授業のレポートを作成するにあたって、例えば、学術著作権協会で著作権管理しているものを学生が生成 AI に読み込ませて出力させた場合、それは違法、侵害になるのですか。



インタビューの様子

石島：その場合は、学生は、その授業の過程における利用で授業のレポートを作るために複製しているということになるので、それは 35 条の範疇になると思います。例えば、教員が教材を作って配布する一方で、学生は、その授業でレポートを出すことがありますよね。さらに、その授業でレポートを出す上で必要になる文献とかがあると思います。そうすると、直接、その授業では配布していないのだけれども、その授業の過程における利用の中で文献も必要になる場合には、これも複製公衆送信できるので、それも教材の一部という理解になります。そのため、学生がレポートを作る上で、あくまで大学が管理している生成 AI 等であることが前提で、授業の過程で必要とされる資料やデータを生成 AI に学習させるということは、35 条の範疇で処理されると思います。

太田：基本的には、教育目的のために利用しているデータは、それをレポートに使う場合と、生成 AI を作るために使う場合と、あまり違いはないということでしょうか。

石島：はい。生成 AI はツールとして使っているという話になるので、問題ないと思います。

—生成AIの開発・学習段階における著作権侵害のリスク

太田：生成 AI の開発・学習段階において、今、おっしゃっていただいたようなリスクを避けるためには、どういった点に注意すればいいのでしょうか。

石島：生成物をどう使うかのところが極めて重要だと思うんですよね。つまり、その生成物が授業とか教育プログラムの過程の中で使われる分には、外に出ないわけですよね。そうすると、そこまでリスクって生じないと思うんです。ただ、生成 AI を使って何か作ってみましょうみたいなことを授業でやった後に、学生が生成物を SNS に載せたりする。そうすると、その生成物が著作権侵害していた場合に学生の問題にもなるのですが、開発している大学側もそういう生成物が出る AI を作っていたという責任を問われる話になってしまうので、生成物がどのように使われるかに関して注意喚起だったりとか、あるいは限定的に、ここでしか使っちゃいけませんというような措置を取っておくことが重要と思います。

太田：同じように作成されたものでも、それを授業内で閉じた教育目的として使うと許されるけれども、それが授業の外に出てしまうと、途端にリスクが大きくなるということですね。

高林：もともと使っている生成 AI に違法なプロンプトというか著作権を侵害しているものがあって、それをまた 2 次的に学生が使う場合のリスクについても、大学は考える必要があるということでしょうか。

石島：今お話ししたのは、開発・学習の段階で適法に学習させたとしても、学生がプロンプト入力をして生成したものが既存の著作物に酷似してしまったというケースです。生成 AI のレベルにもよると思うのですが、あくまで生成 AI の仕組みを学習させるためにとか、大学のレポートを作る目的のために作っていたとなると、外部で広く一般の人が使うことを想定していないので、技術的に何か著作権侵害しないような措置を施すといったことは難しいのかなと思います。そうすると当然、「これ、なんか似てない？」という例が出てきたとしても、授業の過程の中でこういうものを作ったら危ないですよっていうことも教えることになる。そういうことであれば問題ないですが、そ

れが世の中に出回ってしまったりすると、当然、著作権侵害として訴える人が出てくる可能性があります。そうなってくると、開発者側も責任を追及される可能性がありますし、もともと著作権侵害の疑いのある海賊版の著作物を学習していたとなると、なお一層、リスクが高まると思います。だから出てきたものをどこまでコントロールできるかっていうところは結構、難しい問題なのかなと思います。



インタビューの様子

—生成AIの生成・利用段階における著作権侵害のリスク

太田：では、生成 AI の生成・利用段階において生じ得る著作権侵害のリスクであったり、あるいはどこからどこまでを利用しているのかという点を教えていただけますか。

石島：教育プログラムにおいての利用に限定できるかどうかは肝になってくると思うので、注意喚起もそうですし、具体的に生成物を授業以外で利用できないようにするとか、ダウンロードできないようにするとか、一つは、そういうやり方があると思いますね。プロンプト入力だけ書かせて、作るのは教員側が作るという方法もあるかもしれません。どうコントロールするかという点を考慮して仕組みをうまく考えることで、だいぶリスクは避けられるのではないのでしょうか。

あと生成 AI を自由に使っていてよと開放すると、オープンな生成 AI を勝手に使う分には、それは学生が勝手に自分で使っているという話になると思うのですが、大学が作ったものを自由に使わせるとなると、学生がどこでそれをどのように発信するか分かりません。そのように使いたいという先生方もいらっしゃると思うのですが、かなりリスクは高いかなと感じます。もちろん注意喚起とかリテラシー教育というのは大事だと思うんですけど、一方で問題が生じないようにする方法、手段を講じておくという、その両輪でやるのがベターなんだろうと思います。

太田：仕組みとして予防できるようにしていくというようなところですね。ただ、お話を聞いていると、著作権の観点から見ると、教育プログラムを達成する上での利用に限れば、思っている以上には生成 AI を使っていないんだなと感じました。

最後に、本日お話しいただいた点以外に、大学教育における生成 AI の利用に関して、著作権の観点から留意すべき点などがあれば伺いたいと思います。

石島：学生さんもそうですし、教員の先生方も、著作権の基本的な知識というのは、ある程度頭に入れておいたほうが、結果的に自分の執筆活動、創作活動を最大化することにつながると思うので、生成 AI の利用に限らず、著作権に関して多少なりとも興味を持って欲しいなと思います。

太田：ありがとうございます。確かに、生成 AI は他者の著作物をより使いやすくなった反面、その分著作権侵害のリスクも抱えているということでしょうか。そういう意味では学生だけでなく教員に対しても、著作権について学習する機会を設けていったほうがよいのだろうなと感じました。

【注釈】

- (1) ソフトウェアによって Web ページ上の情報を収集・格納すること。
- (2) 「AI を利用して画像等を生成」したり、「生成した画像等をアップロードして公表、生成した画像等の複製物（イラスト集など）を販売」すること（文化庁 2023、p.28）。
- (3) 「著作物を学習用データとして収集・複製し、学習用データセットを作成」したり、「学習用データセットを学習に利用して AI（学習済みモデル）を開発」すること（文化庁 2023、p.28）。

【出典】

文化庁（2023）「AI と著作権」（2024 年 7 月 19 日閲覧、https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601_01.pdf）

インタビューまとめ：助教 太田 知彩

新センター長あいさつ

当センターでは 2024 年 4 月にセンター長が交代しました。以下に、新センター長からのメッセージをお届けします。

大学教育開発・支援センター長

佐々木 直樹 (理学部教授)



本年 4 月に、大学教育開発・支援センター長を拝命しました。立教学院創立 150 周年という節目の年に大役を仰せつかり、身の引き締まる思いです。

さて、本センターの目的は、「本学の教育の改革及び改善を支援し、その充実及び高度化に資すること」となっています。ただ、この目的を真に果たすのは、なかなか大変なことだと考えています。と申しますのも、これまでのセンター員および副センター長としての業務を通して、各学部等が基盤とする学問分野の構造や、1 授業あたりの学生数をはじめとする教育環境が、学部等によっ

て大きく異なるということを学んで参りました。さらに、教育の現場で教員や学生が困っていることはないか、あるいは全学に共有できるような改善事例はないか、センターとして学内の情報収集を進めたくとも、そのためのルートがなく、なかなか思うに任せないという経験もして参りました。

センター長としての私の仕事は、私自身が各学部等のことを今よりも理解すること、そして全学的に取り組む FD 活動であっても、各学部等がその取り組みを個別最適化できるように情報収集・提供していくこと、から始まるように思っています。私自身、高等教育学を専門とするわけではなく、教室や研究室で、学生と日々向き合い続けています。大学教育の理論家ではなく実践家として、現場の目線を大事にしつつ、本センターがその役割を果たせるように、微力ながら励んで参ります。何卒よろしく願い申し上げます。

編

集

後

記

今号では、「大学教育における著作権と生成 AI」をテーマとしたインタビューの様子を記事にまとめました。当センターではこれまでも生成 AI をテーマとした FD プログラムや情報提供を進めてまいりましたが、大学教育における生成 AI の影響は多岐にわたっており、著作権に関する問題はその代表例です。今後も生成 AI の動向に注視するとともに、著作権に関する法規制や留意点を理解し、本学全体における遵法意識の向上と教員一人一人の創造的な教育活動を支援できるように努めてまいります。

(太田)

「MOVE 第32号」

立教大学 大学教育開発・支援センター TL 部会 ニュースレター
2024年9月27日発行

発行 立教大学 大学教育開発・支援センター TL 部会
〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1
Tel: 03-3985-4624 Fax: 03-3985-4615
E-mail: cdshe@rikkyo.ac.jp



<https://www.rikkyo.ac.jp/about/activities/fd/cdshe.html>